

市民税・都民税（住民税）の納税通知書を送付します

平成21年度は、65歳未満の方と65歳以上の方（公的年金等からの特別徴収の対象となりうる方）で納税通知書の送付日が異なります。

■納税通知書の送付日

65歳未満の方... 6月5日(金) 65歳以上の方... 6月10日(水)

ただし、次の方には送付しません。

市民税・都民税をすべて給与からの特別徴収で納めている方
給与所得があり、公的年金等も受給されている方は、税制改正により、公的年金等から算出される市民税・都民税と給与から算出される市民税・都民税とを合算して、給与から特別徴収することができなくなりました。公的年金等から算出される市民税・都民税については、納税通知書を送付します。

市民税・都民税が課税されない方

■市民税・都民税の課税・非課税証明書の発行

平成21年度の証明書の発行は、6月5日(金)からです。

証明書が発行できるのは、申告された方、支払先から給与や公的年金等の支払報告書等の提出があった方、①と②に該当する方の扶養親族

として申告書等に氏名の記載のある市内在住の方です。

上記以外で申告のない方は、証明書の発行までに1か月ほどの期間がかかる場合がありますので、お早めに申告してください。

■平成21年度非課税となる方

平成21年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

平成20年分の合計所得金額が125万円以下の障害者、寡婦、寡夫、未成年者(昭和64年1月3日以降生まれ)の方

平成20年分の合計所得金額が右表以下の方

扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族数を合計した人数です。

住民税非課税限度額 (円)

扶養人数	合計所得金額
0人(本人のみ)	350,000
1人	910,000
2人	1,260,000
3人	1,610,000
4人	1,960,000
5人以上	1人増すごとに350,000加算

市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)がはじまります

～65歳以上の年金受給者で、市民税・都民税が課税される方へ～

公的年金等を受給されている方には、これまで納付書などにより市の窓口や金融機関で納付していただいていたのですが、平成21年10月支給の公的年金等から市民税・都民税が特別徴収(引き落とし)となります。この制度は、市民税・都民税の納付方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。

■公的年金等からの特別徴収ってなに?

社会保険庁などの公的年金等の支払者が、納税義務者に支給される公的年金等から市民税・都民税を引き落とし、納税義務者に代わって直接、公的年金等の支払者が市へ納付することをいいます(年金特徴)。

■いつからはじまるの?

平成21年10月支給の公的年金等から特別徴収(引き落とし)がはじまります。

■「これまで」と平成21年10月から」はどう違うの?

年金特徴制度は、納付方法を「納付書などで納税義務者が納める」方法から「公的年金等からの引き落とし」へ変更するものです(図1)。

市民税・都民税の計算方法について変更はありません。

■どんな人が対象なの?

当該年度の初日(4月1日)に公的年金等を受給している65歳以上の方で、市民税・都民税の納税義務者が対象になります。

ただし、上記に該当する方でも、次の①～④のいずれかに該当する方は年金特徴の対象となりません(年金特徴非対象者)。

徴収することはありません。

①平成21年1月1日以後、市から転出などされた方

②公的年金等の年額が18万円未満の方

③市の介護保険料が公的年金等から引き落とされていない方

④所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、市民税・都民税の合計額が特別徴収の対象とされた公的年金等の支払額を超える方

■年金特徴の対象となる公的年金等ってなに?

国民年金、厚生年金、および共済年金の老齢または退職を理由に、一定の年齢に達した場合に支給される年金です(遺族年金や障害年金等の非課税年金は含まれません)。

■公的年金等以外にも収入がある場合、年金特徴される市民税・都民税は?

公的年金等から特別徴収される市民税・都民税は、公的年金等から算出される税額のみです。

公的年金等以外(例えば、給与、事業所得、不動産所得[※])の収入がある場合、公的年金等以外から算出される市民税・都民税を公的年金等から特別

徴収することはできません。

また、税制改正により、公的年金等から算出される市民税・都民税を、給与から特別徴収することもできません。

■市民税・都民税額のお知らせはいつ届くの?

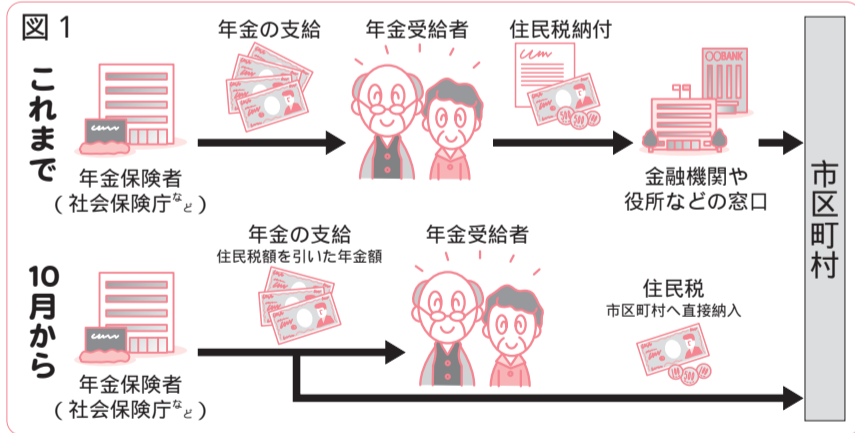
年金特徴対象の方には、特別徴収予定の税額を、「納税通知書」でお知らせします。納税通知書は、6月10日(水)に送付します。

■納付方法を選択できるの?

地方税法の改正により公的年金等から算出される税額については、「年金特徴非対象者」以外は公的年金等から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされています。したがって、選択することはできません。

65歳未満で公的年金等を受給されている方へ

この改正により、65歳未満で公的年金等を受給されている方についても(年金特徴の対象となりませんが)公的年金等から算出される市民税・都民税と給与から算出される市民税・都民税とを合算して、給与から特別徴収することができなくなります。



■公的年金等から特別徴収される税額の徴収方法は?

(例) 市民税・都民税の平成21年度・22年度ともに年税額が6万円の場合

「これまで」と年金特徴制度導入後の「平成21年度」と平成22年度は、ご収入が公的年金等のみで、収入状況などは変わらないものとして計算しています。

これまで(年税額6万円)	年金特徴制度導入後														
	平成21年度(初年度)(年税額6万円)				平成22年度(年税額6万円)										
	普通徴収(納付書などで納める)				普通徴収				特別徴収(公的年金等からの徴収)						
月	6月	8月	10月	1月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5000円	1万5000円	1万5000円	1万5000円	1万5000円	1万5000円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	年税額の4分の1相当	年税額の4分の1相当	年税額の4分の1相当	年税額の4分の1相当	年税額の4分の1相当	年税額の4分の1相当	年税額の2分の1相当を特別徴収		前年度12月・2月と同額を仮特別徴収				年税額から仮特別徴収分を引いた残りを特別徴収		

【平成21年度(初年度)】

納税義務者に納めていただく分(普通徴収)と、各年金定期支給時に引き落とされる分(特別徴収)があります。

上半期(4月・6月・8月)は普通徴収第1期、第2期の2回)下半期は平成21年10月以降に支給される公的年金等から特別徴収されます。

【平成22年度】

平成22年1月1日以後も引き続き市内在住の場合、平成22年度(前年度

に引き続き年金特徴の方は普通徴収で納めていただく分がなくなり、全額が特別徴収となります。

平成22年4月、6月、8月の各年金支給時に、平成21年度12月・2月と同額が公的年金等より引き落とされます(仮特別徴収)。平成22年10月、12月、平成23年2月の各年金支給時に、平成22年度年税額から4月・6月・8月で引き落とされた(仮特別徴収)税額を引いた残りが特別徴収されます。